◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令**（政令第二八二号）（国土交通省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一〇五号）の施行に伴い、次の国土交通省関係政令等について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第一八条関係）

(一)　建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）

(二)　建設業法施行令（昭和三一年政令第二七三号）

(三)　租税特別措置法施行令（昭和三二年政令第四三号）

(四)　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四〇年政令第一五七号）

(五)　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四三年政令第九号）

(六)　中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令（昭和四三年政令第六三号）

(七)　都市計画法施行令（昭和四四年政令第一五八号）

(八)　筑波研究学園都市建設法施行令（昭和四五年政令第二四〇号）

(九)　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四七年政令第二八四号）

(一〇)　日本下水道事業団法施行令（昭和四七年政令第二八六号）

(一一)　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五五年政令第二七三号）

(一二)　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六二年政令第二九一号）

(一三)　多極分散型国土形成促進法施行令（昭和六三年政令第一九四号）

(一四)　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二六六号）

(一五)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三二四号）

(一六)　景観法施行令（平成一六年政令第三九八号）

(一七)　独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成一九年政令第三〇号）

(一八)　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二〇年政令第三三七号）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第百四号

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「施行日」という。）」の下に「から十年を経過する日（以下「十年経過日」という。）」を加える。

第二十二条第二項中「六年」を「十六年」に、「五年」を「十五年」に改める。

第五十九条第五項中「六年」を「十六年」に改める。

第六十条第一項第三号中「改正法」を「平成二十年改正法」に改め、「経過した日までの間において」の下に「、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日までの間において」を加える。

第六十二条第一号中「改正法」を「平成二十年改正法」に改め、「経過した日において」の下に「、死亡労働者等が施行日から平成二十三年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成二十三年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項の死亡労働者等に係る新法第五十九条第二項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。

（見直し）

第三条　政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

厚生労働大臣　細川　律夫

環境大臣　江田　五月

内閣総理大臣　菅　**直**人